

伊 勢 市 公 報

第 145 号
平成 23 年 11 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	9
○ 伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則	22
教育委員会規則	
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	25
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程	27
○ 伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程	29
○ 伊勢市下水道汚水排除量認定事務取扱規程の一部を改正する規程	31
告 示	
○ 自動車臨時運行許可番号標の紛失について	33
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	34
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	35
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	36
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	37
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	38
○ 公示送達	39

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 41 号

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 144 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「条例第21条に規定する」を削り、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

条例第21条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げるもののうち市長が認めたものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者の使用料
- (2) 不可抗力による地下漏水に起因する使用料
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、市長が公益上その他特別な理由により認めた使用料

第24条に次の 1 項を加える。

- 4 使用料の減免に係る基準及び算定率は、別に定める。

様式第 20 号中「第 24 条第 1 項」を「第 24 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、公表の日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 42 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 級の項及び 4 級の項を次のように改める。

3 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	係長の職務又はこれに相当する職務

別表第 3 准看護師の項の次に次のように加える。

作業療法士	有資格者	一般職員の 8 号給上位
-------	------	--------------

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 4 級の項及び 5 級の項を次のように改める。

4 級	副主任の職務又はこれに相当する職務
5 級	係長の職務、主任の職務又はこれらに相当する職務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び

管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 43 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則及び伊勢市特定公共賃貸住宅の設置
及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市営住宅管理条例施行規則 (平成 17 年伊勢市規則第 140 号)
の一部を次のように改める。

第 6 条第 1 項中「当該入居決定者の親族又は市内に住所を有するもの」
を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の 2 号を加
える。

- (1) 当該入居決定者の親族
- (2) 市内に住所を有する者

第 6 条第 3 項各号列記以外の部分中「あらためて」を「改めて」に改
め、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 2 号」に改め、同項第 5 号中「受け
た者」を「受けたとき」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第 33 条の次に次の 1 条を加える。

(選定委員会の設置)

第 33 条の 2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續
等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 4 条第 1 項の規定に
より指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定
により伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」と
いう。)を設置する。

- 2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした
時点をもってその職務を終了する。
- 3 前 2 項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要
な事項は、伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則(平成 23 年伊勢
市規則第 45 号)に定めるところによる。

(伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第141号)の一部を次のように改正する。

第22条の次に次の1条を加える。

(選定委員会の設置)

第22条の2 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第4条第1項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第2項の規定により伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前2項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則(平成23年伊勢市規則第45号)に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 44 号

伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
(平成 17 年伊勢市条例第 165 号。以下「条例」という。)の施行に関し
必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 改良住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入居の申込み)

第 3 条 条例第 4 条に規定により入居の申込みをしようとする者は、伊勢
市小集落改良住宅入居申込書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 入居者及び同居を希望する者全員の住民票の写し
- (2) 入居者及び同居を希望する者で所得を有する者全員の所得を証明す
る書類
- (3) 納期の到来している市税を完納している証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(入居者選考委員会)

第 4 条 条例第 5 条に規定する入居者選考委員会は、伊勢市営住宅入居者
選考委員会規程(平成 17 年伊勢市訓令第 38 号)に定める伊勢市営住宅
入居者選考委員会とする。

2 前項の入居者選考委員会の運営については、伊勢市営住宅入居者選考
委員会の例による。

(賃貸契約書)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する賃貸契約書は、伊勢市小集落

改良住宅賃貸契約書(様式第2号)によるものとする。

- 2 前項の賃貸契約書には、入居者本人の印鑑証明書のほか、連帯保証人の印鑑証明書及び住民票の写しを添付するものとする。

(連帯保証人)

第6条 条例第6条第1項第1号の規定により改良住宅の入居を許可された者(以下「入居決定者」という。)の連帯保証人となる者は、独立の生計を営み、かつ、当該入居決定者以上の収入を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 当該入居決定者の親族
- (2) 市内に住所を有する者

- 2 連帯保証人は、賃貸契約書に署名すると同時に、承諾書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に改めて連帯保証人を立てなければならない。

- (1) 連帯保証人の変更が生じたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 住所及び居所が不明になったとき。
- (4) 第1項第2号の資格の連帯保証人が市外へ転居したとき。
- (5) 後見登記の通知を受けたとき又は破産したとき。
- (6) 市長が不相当と認めたとき。

- 4 連帯保証人は、入居者と同等の債務を持つものとし、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該入居者が家賃を滞納したときは、当該入居者に支払の指導を行うとともに、市から滞納家賃の納付請求があったときは、自らが納付しなければならない。
- (2) 当該入居者が条例第13条において準用する伊勢市営住宅管理条例

(平成 17 年伊勢市条例第 163 号。以下「管理条例」という。) 第 40 条に定める退去手続を行わずに退去したときは、当該入居者に代わり自己の責任において市営住宅を返還し、家財等を処分しなければならない。

- (3) 当該入居者が条例等に定める事項に抵触したとき、及び周辺住民に迷惑な行為を行った場合に、市の要請に応じ入居者を指導し、適切な処置をとらなければならない。

(入居の承継申請)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、伊勢市小集落改良住宅入居承継承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(同居承認申請)

第 8 条 入居者は、条例第 9 条第 1 項に規定する同居の承認の受けようとするときは、伊勢市小集落改良住宅同居承認申請書(様式第 5 号)に、同居を申請しようとする者との続柄を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(同居者の異動届)

第 9 条 入居者は、出産、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、その日から 14 日以内に伊勢市小集落改良住宅同居者異動届出書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(市営住宅管理条例施行規則の準用)

第 10 条 条例第 13 条の規定により管理条例の規定を準用する場合には、これらの規定に基づく伊勢市営住宅管理条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 140 号)の規定を準用する。この場合において、「市営住宅」は「改良住宅」と読み替えるものとする。

(選定委員会の設置)

第 11 条 市長は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 4 条第 1 項の規定により指定管理者の候補を選定しようとするときは、同条第 2 項の規定により伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、指定管理者の候補を選定し、及び議会の議決をした時点をもってその職務を終了する。

3 前 2 項で定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則(平成 23 年伊勢市規則第 号)に定めるところによる。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	建設年度	位置	構造	戸数
黒瀬改良住宅	昭和 55 年	伊勢市黒瀬町 1844 番地ほか	簡易耐火 2 階建	10
	昭和 56 年	〃 黒瀬町 1892 番地ほか	〃	8
	昭和 57 年	〃 黒瀬町 1919 番地 1 ほか	〃	6
朝熊改良住宅	昭和 53 年	〃 朝熊町 2650 番地	〃	12

※受付年月日	※受付番号	※受付

伊勢市小集落改良住宅
入居申込書

※一般
裁量
生活保護

現住所	ふりがな	
連絡先	申込者氏名	
	生年月日	年 月 日生

申 込 者 世 帯	ふりがな氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業・勤務先
		本人	・ 生 (歳)	TEL() —
			・ 生 (歳)	TEL() —
			・ 生 (歳)	TEL() —
			・ 生 (歳)	TEL() —

※
控除対象

扶養・特扶 老配・老年 寡婦・障害
扶養・特扶 老配・老年 寡婦・障害
扶養・特扶 老配・老年 寡婦・障害
扶養・特扶 老配・老年 寡婦・障害
扶養・特扶 老配・老年 寡婦・障害

※入居資格判定			
区 別	要 件		
入居資格	在住	在勤	
年 収 額	円		
年 所 得 額	円		
年 控 除 額	円		
控除後金額	円		
収入基準額	円		
控除金額内訳	同居親族	人数	金額
		人	円
	別居親族	人	円
	老人扶養	人	円
	老人控対配	人	円
	特定扶養	人	円
	寡婦・寡夫	人	円
	障害(一般)	人	円
障害(特定)	人	円	
合 計	人	円	

1 現在入居している住居の状況(該当事項に○印をつけ、空欄に記入してください。)

住宅の種類	規模構造	室数及び畳数	家 賃
① 自家	木造	畳 室	円
② 借家	鉄筋	畳 室	
③ 間借		畳 室	
④ 同居		畳 室	
⑤ その他		鉄骨	

2 申込み理由(該当事項に○印をつけ、その内容を記入してください。)

①家賃が高い ②せまい ③遠距離通勤 ④立退要求 ⑤世帯分離 ⑥婚約しているが住宅がない ⑦その他	内 容(困っている理由を具体的に記入してください。)
---	----------------------------

3 希望される団地名を記入してください。


◇希望団地名 (団地)

◇部屋数について()

申込者の現住所の見取り図
北 ↑

上記のとおり相違ありませんので、小集落改良住宅に入居申込みをいたします。なお、調査の結果、申込資格に該当しないとき、申込書及び添付書類に偽りがあるとき、又は入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるときは、申込みの無効処分及び当選の失格処分を受けてもなんら異議のないことを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、入居申込者若しくは同居させようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

年 月 日
(宛先)伊勢市長

申込者 

- 注意事項
- 1 インク又はボールペンで太枠の欄に明確に記入してください。
 - 2 実態調査の結果、この申込書及び添付書類の記載に偽りがある場合、当選しても入居することができません。
 - 3 申込みには、申込み本人又は本人の事情を十分に説明できる方がお越しく下さい。
 - 4 ※印には記入しないでください。

印紙

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約書

小集落改良住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人_____を乙として、甲乙当事者の間に次の賃貸契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年伊勢市条例第165号。以下「条例」という。)及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年伊勢市規則第 号)の規定に基づき、次に掲げる小集落改良住宅を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称： 号

構造： 床面積： m²

附帯設備：

(賃貸契約期間)

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の前1月までに所定の様式で賃貸期間の延長の申出を行わなければならない。

(家賃)

第3条 家賃は、1月金_____円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第10条により算出した額を限度額として、伊勢市営住宅管理条例(平成17年伊勢市条例第163号)第14条第1項、第29条第1項の規定に準じて算出した額とする。

2 乙は、毎月末日までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合には、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

(敷金)

第4条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 敷金は、住宅を明渡すとき甲が乙に還付する。ただし、未納の家賃その他乙が負担すべき債務が存在するときは、敷金の額から当該債務の額を控除した額を還付する。

3 敷金には利子を付けない。

(入居者の費用負担義務)

第5条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電器、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 量表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの取替えその他軽微な修繕に要する費用
- (5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
(入居者の保管義務)

第6条 乙は、小集落改良住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
(迷惑行為の禁止)

第7条 乙は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
(住宅を使用しない場合の届出)

第8条 乙は、小集落改良住宅を引き続き15日以上使用しないときは、甲に届出をしなければならない。
(転貸の禁止)

第9条 乙は、小集落改良住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(用途外使用の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を受けずに小集落改良住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。
(模様替え及び増築の禁止)

第11条 乙は、甲の承認を受けずに小集落改良住宅を模様替えし、又は増築してはならない。
(住宅の明渡し請求)

第12条 甲は、条例第13条で準用する伊勢市営住宅管理条例第40条第1項各号のいずれかに該当する場合において、乙に対して小集落改良住宅の明渡しを請求することができる。
(住宅の検査)

第13条 乙は、小集落改良住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。

2 乙は、小集落改良住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約に基づく一切の債務を保証するものとする。
(規定外事項)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印の上、各その1通を保有する。

年 月 日

甲(賃貸人)伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長

印

乙(賃借人) 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

承 諾 書

私は、伊勢市小集落改良住宅賃貸契約に関して、入居者_____の連帯保証人となることを承諾し、入居者の一切の債務の弁済について連帯の責任を負うことを誓約します。
 また、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を入居者が守るよう指導します。

(宛先)伊勢市長

年 月 日

改良住宅 号 入居者

連帯保証人

住所

氏名



連帯保証人遵守事項(連帯保証人になるに当たり、以下のことに注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納したときは、当該入居者に支払の指導を行うとともに、市から支払の請求があったときは、自らが支払うこと。
- 2 入居者が退去手続を行わずに退去したときは、入居者に代わり自己の責任において小集落改良住宅を返還するとともに、家財等の処分につき市に協力すること。
- 3 その他入居者が伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例等に定める事項に抵触したとき、及び周辺住民に迷惑な行為を行った場合に、市の要請に応じ入居者を指導し、適切な処置をとること。

連 帯 保 証 人 調 書				
住 所				
ふ り が な 氏 名			生年月日	
			電話番号	
勤務先及び職業				
収 入 額	種別		金額	
資 産 概 算 額	不動産	金額	動産	金額
申込人との関係				
備 考				

備考 住民票の写し(全部記載)、印鑑証明書及び所得証明書を添付すること。

様式第4号(第7条関係)

伊勢市小集落改良住宅入居承継承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

改良住宅 号室

入居者

印

電話番号

下記の理由により、入居の継承をしたいので申請します。

なお、承認されたときは、旧入居者の家賃、費用負担義務額等の債務を引き受けることを誓約します。また、入居資格審査を行うに当たり、承継申請者若しくは引き続き同居しようとする者が暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

記

旧入居者	氏 名		入 居 年 月 日	
			年 月 日	
申 請 者	氏名及び旧入居者との続柄		同 居 年 月 日	
			年 月 日	
継 承 の 理 由	1 死 亡		継承理由発生年月日	
	2 退 去			
	3 その他()		年 月 日	
引き続き入居しようとする者の氏名	申請者との続柄	生年月日(年齢)	職業又は勤務先	年 収
	本 人			円
				円
				円
				円
				円
計 名				円

備考 1 死亡又は退去の事実を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。

伊勢市小集落改良住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

改良住宅 号室

入居者 ⑩
電話番号

下記の者を同居させたいので申請します。

なお、住宅の明渡しの場合は、同居者も同時に退去することを誓約します。

記

(ふりがな) 同居させよう とする者の氏名	入居者との 続柄	生年月日	現住所	職業又は 勤務先	月収
申請の理由				現世帯人員	
				人	

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
2 同居する者の収入を証明する書類(所得証明書又は源泉徴収票)を添付すること。
3 同居する者の収入の把握のため、その他必要な書類を求める場合があります。

入居資格審査を行うに当たり、暴力団員であるか否かを警察本部に照会することに同意します。

同居予定者
同居予定者

⑩
⑩

同居予定者
同居予定者

⑩
⑩

様式第6号(第9条関係)

伊勢市小集落改良住宅同居者異動届出書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

入居者
電話番号

改良住宅
号室

印

下記のとおり異動が生じたので、届出をします。

記

異動が生じた者の氏名	入居者との続柄	生年月日	職業又は勤務先	月収	入退居別の別
異動の理由	1 出生 2 結婚 3 離婚 4 死亡 5 その他()				
異動年月日	年 月 日				

- 備考 1 入居者との続柄等を証明する書類(住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等)を添付すること。
- 2 死亡等の事実を証明する書類(戸籍に関する全部事項証明書又は戸籍謄本)を添付すること。

伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 45 号

伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき設置する伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 選定委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 3 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 選定委員会の会議は、市長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 選定委員会の庶務は、都市整備部建築住宅課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成 23 年 11 月 2 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊 谷 渉

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3月1日から3月15日」を「2月1日から2月15日まで」に改める。

別表第3その他の開放校の項中「(毎年1回3月)」を「(毎年1回2月又は3月)」に改める。

別表第4その他の開放校の項中「毎年3月」を「毎年2月又は3月」に改める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第6号

伊勢市上水道給水条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市上水道給水条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の伊勢市上水道給水条例施行規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)から平成24年1月31日までの間における最初の定例日の翌日以降に係る水道料金から適用し、施行日から平成24年1月31日までの間における最初の定例日以前に係る水道料金については、なお従前の例による。

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第7号

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「合併前の伊勢市の区域及び合併前の小俣町の区域については、」を削る。

第21条の見出し中「使用料」を「使用料及び手数料」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第17条に規定する」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第17条の規定による使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免は、次の各号に掲げるもののうち管理者が認めたものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者の使用料
- (2) 不可抗力による地下漏水に起因する使用料
- (3) 前2号に規定するもののほか、管理者が公益上その他特別な理由により認めた使用料等

第21条に次の1項を加える。

- 4 使用料等の減免に係る基準及び算定率は、別に定める。

様式第20号中「第21条第1項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市下水道汚水排除量認定事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 8 号

伊勢市下水道汚水排除量認定事務取扱規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道汚水排除量認定事務取扱規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 21 号)の一部を次のように改める。

附則第 2 項、第 3 項及び第 4 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表計の項を次のように改める。

外流し	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.0	5.5
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 132 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失の旨の届出があったので、無効とします。

平成 23 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 紛失番号標番号
三重 30-96 伊勢 (1 枚)

- 2 失効年月日
平成 23 年 11 月 10 日

- 3 貸与年月日
平成 23 年 9 月 21 日

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 23 年 11 月 7 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成 23 年 11 月 14 日（月）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 23 号 伊勢市学校設置条例の一部改正について
 - 議案第 24 号 伊勢市教育集会所条例の一部改正について
 - 議案第 25 号 伊勢市スポーツ振興審議会に関する条例（伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）の一部改正について
 - 議案第 26 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について
 - 議案第 27 号 平成 23 年度補正予算（第 3 号）について

伊勢市選挙管理委員会告示第 54 号

平成 23 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 55 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 11 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 37 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 23 年 11 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 11 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 23 年 12 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 1 丁目、本町、御菌町長屋、御菌町王中島の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 69 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 70 号

公 示 送 達

下記の者の平成 23 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 23 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所	記号番号
岡本 一	三重県三重郡菰野町大字杉谷 1572 番地 1	632446
羽根 源紀	伊勢市上野町 307 番地 84	817279
林 麗（麗） 琴	伊勢市小俣町本町 240 番地 倉野ハイツ 8 号室	2129103